

# 神石高原町斎場『やすらぎ苑』が 24時間施設予約できます

平成17年12月12日(月) 昼12時から予約システム運用開始

12月12日(月)から神石高原町斎場やすらぎ苑の施設利用予約の受付が夜間（午後5時から翌日午前8時30分まで）もできるようになります。昼間の届出は従来と同様です。

予約をされる時は、死亡診断書（死体検案書）を入手した後、各支所へご連絡ください。

やすらぎ苑の予約手順

①支所へ連絡する。

②死亡診断書（死体検案書）と届出人の印鑑を持って支所へ行く。

\*なくなられた方と届出人の方の本籍、住所、氏名及び字体を正確にメモして持参する。

③支所窓口でやすらぎ苑の予約をする。

④夜間の受付のみへ

④翌日の朝八時三〇分以降印鑑を持って支所へ行く。  
\*窓口で火葬許可証、やすらぎ苑利用許可証その他の書類を受け取る。